

東京都雇用対策協定の締結について

これまでの経緯

平成27年1月16日(金) 「東京都と東京労働局との協議の場」の創設

- 非正規雇用対策、若者等に対する就労支援、人手不足分野での人材確保、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりなどに対する連携策について議論
- あわせて、雇用対策について更なる連携強化に向け、その方策(雇用対策協定の締結等)について検討

※ 東京都は、福祉・教育・産業分野の担当も参画。労働局は、労働局長のほか、総務部長・職業安定部長・労働基準部長・雇用均等室長が参画

雇用対策協定の内容

- ① 知事と大臣が、東京都と国が雇用対策を一体となって進めることを目的として協定を締結
- ② 東京都と東京労働局は、運営協議会を設置し、毎年度の事業計画を策定
- ③ 東京都と東京労働局は、相互に要請ができ、要請に対しては誠実に対応
- ④ その他、情報共有や秘密保持について規定

今後の対応

- 今後、東京都と東京労働局とで組織する運営協議会において、具体的な取組内容及び実施方法を事業計画として策定していく予定(別紙参照)。
- 運営協議会では、中長期的な連携策についても議論し、取り組んでいく。

非正規雇用労働者の正社員化や人手不足分野での人材確保などの雇用面における課題に対し、**国(東京労働局)と東京都が更なる連携強化を図り、総合的な雇用対策を構築し、実施する**



国(厚生労働省東京労働局)

<雇用のセーフティーネットとして対応>

- ・ 全国ネットワークによる職業相談・紹介
- ・ 雇用保険制度の運営
- ・ 雇用対策(障害者の達成指導等) など

更なる連携強化

<一体となった総合的な雇用対策>

- ・ 人手不足分野での人材確保
- ・ フリーター等の若者に対する就労支援
- ・ 女性、高齢者、障害者等の就労促進 等

東京都



<首都・東京としての地域の問題への対応>

- ・ 公共職業訓練の企画・運営
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 中小企業振興等の産業施策
- ・ 福祉、教育分野での施策立案 など

首都・東京における『人材の最大活用』を図るため、連携した施策を展開

I 現行の枠組みによる対策の充実強化

○ 東京しごとセンターにおける取組の活性化

- ・ 若者、女性、高齢者等に対する支援の強化

若者:都事業の参加者に対するU-35からのマッチング支援の実施
女性:マザーズHW等で、都主催の託児付きセミナー等の参加勧奨
高齢者:しごとセンター内のシニアコーナーでのマッチング支援の推進 等

○ 職業訓練とマッチング支援の連携

- ・ 訓練機関とHWとの連携による就職支援の実施

○ 中小企業における障害者雇用の推進

- ・ 障害者雇用の理解促進のためのイベントの開催 等

※ このほか、職場のメンタルヘルス対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組についても、引き続き連携

II 連携強化による新たな対策の実施

○ 非正規雇用労働者の正社員化の促進

- ・ 都とHWによる正社員化の実現に取り組む企業や若者応援企業への経済的支援の実施

○ 人手不足分野の中小企業等での人材確保の強化

- ・ 都が実施する中小企業の「採用力」向上支援とHWによるマッチング支援の連携
- ・ 介護、看護、保育分野の専門支援施設とHWとの連携強化

○ 中退者支援の実施

- ・ 都立高校とHWとの連携強化による中退者支援の実施

III 求人・求職情報等の情報共有の推進

○ 求人・求職情報等の相互提供

- ・ HW求人のオンライン提供に加え、東京都が把握した企業の求人情報(人材採用ニーズ)等について共有
- ・ HWと東京都との双方間での求職情報の共有や訓練受講生に関する情報の共有 等

➡ こうした連携強化を確実なものとし、総合的な雇用対策を展開するため『雇用対策協定』を締結